



山形県公報

平成28年12月6日(火)
第2803号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課) ...1289
- 県道の供用の開始.....(同) ...同
- 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課) ...1290
- 同.....(同) ...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定.....同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募.....(置賜総合支庁建築課) ...同

## 告 示

### 山形県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月6日から同月20日まで縦覧に供する。  
 平成28年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|----------------------------|------|--------------------|---------|
| 鶴岡市五十川字碓井14番1から<br>同 まで    | 旧    | 16.5メートル<br>} 12.3 | 120メートル |
| 鶴岡市五十川字碓井8番3から<br>同 22番1まで | 新    | 21.0メートル<br>} 15.7 | 同 上     |

### 山形県告示第995号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月6日から同月20日まで縦覧に供する。  
 平成28年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 菅野代堅苔沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市五十川字碓井8番3から  
同 22番1まで

3 供用開始の期日 平成28年12月12日

### 山形県告示第996号

次の開発行為は、完了した。

平成28年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成28年6月1日 指令村総建第159号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡中山町大字長崎字中川原5958番6、6202番6、6202番7、6202番8、6211番3、6214番1、6214番2、6215番2、8035番61、8035番62、8035番146、8035番147

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市桜田東四丁目9番23号 株式会社西王不動産

### 山形県告示997号

次の開発行為は、完了した。

平成28年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成28年6月24日 指令村総建第162号

2 開発区域に含まれる地域の名称

上山市美咲町二丁目40番1、43番1、45番2、138番の一部、139番の一部、140番の一部、141番の一部、142番の一部、147番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

上山市八日町2番20号 有限会社山形第一不動産

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第23号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成28年12月6日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

| 種 別  | 名 称                | 員 数 | 所 有 者                 | 所 有 者 の 住 所 |
|------|--------------------|-----|-----------------------|-------------|
| 彫刻の部 | 木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍菩薩立像 | 3 軀 | 宗教法人 平塩寺<br>代表役員 渡辺良仁 | 寒河江市大字平塩1-1 |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年12月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要           |     |
|-------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|-----|
|             |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |              |     |
| 県営小出アパート1号  | 長井市台町3-1           | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用               | 13,500                  | 15,600                             | 17,900                             | 20,100                             | 23,000                             | 26,600                             | 3月分の家賃に相当する額 |     |
| 同 2号        | 同 3-2              | 同    | 58.0                          | 2    | 同                 | 14,300                  | 16,500                             | 18,900                             | 21,300                             | 24,400                             | 28,100                             |              |     |
| 同 成田アパート    | 同 成田3102-3         | 同    | 58.4                          | 1    | 同                 | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,000                             | 28,900                             |              |     |
| 同           | 同                  | 同    | 63.9                          | 1    | 同                 | 16,100                  | 18,600                             | 21,200                             | 24,000                             | 27,400                             | 31,600                             |              |     |
| 同 小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 同    | 58.0                          | 3    | 同                 | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300                             | 25,800                             |              | 単身可 |
| 同           | 同                  | 同    | 58.0                          | 1    | 同                 | 13,100                  | 15,100                             | 17,300                             | 19,500                             | 22,300                             | 25,800                             |              |     |
| 同 2号        | 同 3-8              | 同    | 59.4                          | 2    | 同                 | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700                             |              | 単身可 |
| 同           | 同                  | 同    | 59.4                          | 3    | 同                 | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000                             | 27,700                             |              |     |
| 同 あらとアパート1号 | 同 白鷹町大字荒砥乙725-1    | 同    | 74.4                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・身障用) | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100                             |              |     |
| 同           | 同                  | 同    | 74.4                          | 1    | 一般用               | 24,000                  | 27,700                             | 31,700                             | 35,700                             | 40,800                             | 47,100                             |              |     |
| 同 飯豊アパート    | 同 飯豊町大字萩生3893-3    | 同    | 59.4                          | 2    | 同                 | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,300                             | 29,300                             |              | 単身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年12月12日から同月16日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成28年12月16日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年2月上旬

平成28年12月6日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年12月6日発行 発行人 山形県